

学割証の発行について

1 学割証について

(1) 学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。以下の目的で旅行する必要があると認められる場合に限り発行します。友達同士で遊びに行くような場合は発行できません。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習、通信による教育を行う学校の面接授業および試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動（例：部活動の遠征）
- ④ 就職または進学のための受験等（予備校も可）
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加（例：オープンキャンパス、会社見学）
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

(2) 片道101km以上で使えます。

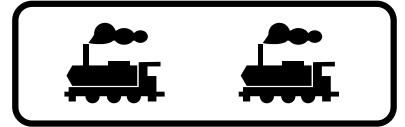
(3) 乗車券のみ2割引の対象となります。

(4) JR各社の電車やバスは使えますが私鉄(※)は基本使えません。

※他の鉄道会社等については各社の営業規則によりますので、乗車券購入前に各社の窓口へ御確認ください。

(5) 学割証1枚で往復券（行き・帰り）が購入できます。

(6) 乗車区間・旅行期間で判断される必要最小限の枚数を発行します。



2 旅行許可願 記入上の注意

- (1) 記入例を参考に黒のボールペンやペンで記入する。
鉛筆や消せるボールペンは使用しない。
- (2) ホワイトは使用しない。
- (3) 間違えた場合は二重取消線で消去する。
(例：~~堅堀~~ 堅堀)
- (4) 申込書は、1旅行につき1枚記入する。
- (5) 氏名を自署する場合は、押印は不要とする。
- (6) 事由欄には旅行の理由（大学受験等）を記入する。
- (7) 旅行先欄には、大学名等を詳細に記入する。
- (8) 記入後、担任または部活動顧問に提出する。

3 その他

- (1) 提出期限は利用日の1週間前です。
- (2) 旅行許可願の提出から1週間以内に発行となります。
- (3) 発行済の学割証は事務室前のレターケースにあります。特に連絡はしないので、各自取りに来ること。
- (4) 学割証を使用して乗車券を購入するとき、および学割証を使って購入した乗車券を使用するときは、身分証明書を携帯すること。

J R 乗車券の有効日数一覧表

富士駅、新富士駅起点

行先（有効期間）		片道（k m）
東北（4日）	仙台	498.0
関東（2日）	東京	146.2
	新横浜	117.4
	千葉	185.4
	西八王子 <small>（東京経由）</small>	189.5
東海（2～3日）	浜松	110.9
	名古屋	219.8
中部（学割対象外）	甲府	88.4
中部（2～3日）	松本 <small>（甲府経由）</small>	189.7
	長野 <small>（東京経由）</small>	368.6
北陸（4日）	金沢	476.3
関西（3～4日）	京都	367.4
	新大阪	406.4
	奈良	409.1
中国（5日）	広島	748.0

乗車券の有効日数表 ※往復乗車券の有効日数は片道乗車券の2倍です。

営業キロ	200km まで	400km まで	600km まで	800km まで	1000km まで	1200km まで
有効日数	2日	3日	4日	5日	6日	7日